

JIS

UDC 629.12 : 621.865

F 6708

船用カーゴインチ

JIS F 6708 -1996

平成 8 年 11 月 8 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

主 務 大 臣：運輸大臣 制定：昭和 54. 5. 1 改正：平成 8. 11. 8

官 報 公 示：平成 8. 11. 21

原案作成協力者：財団法人 日本船舶標準協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 船舶部会（部会長 齋藤 隆一郎）

この規格についての意見又は質問は、運輸省海上技術安全局技術課（☎100 東京都千代田区霞が関 2 丁目 1-3）又は工業技術院標準部機械規格課（☎100 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

船用カーゴウインチ

F 6708-1996

Shipbuilding—Cargo winches

1. 適用範囲 この規格は、船に装備する電動及び油圧駆動カーゴウインチ(以下、ウインチという。)について規定する。

2. 用語の定義 この規格で用いる主な用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 呼び荷重 シングルデリックで2個の滑車を用いた揚貨装置の最大フック荷重に相当する荷重。

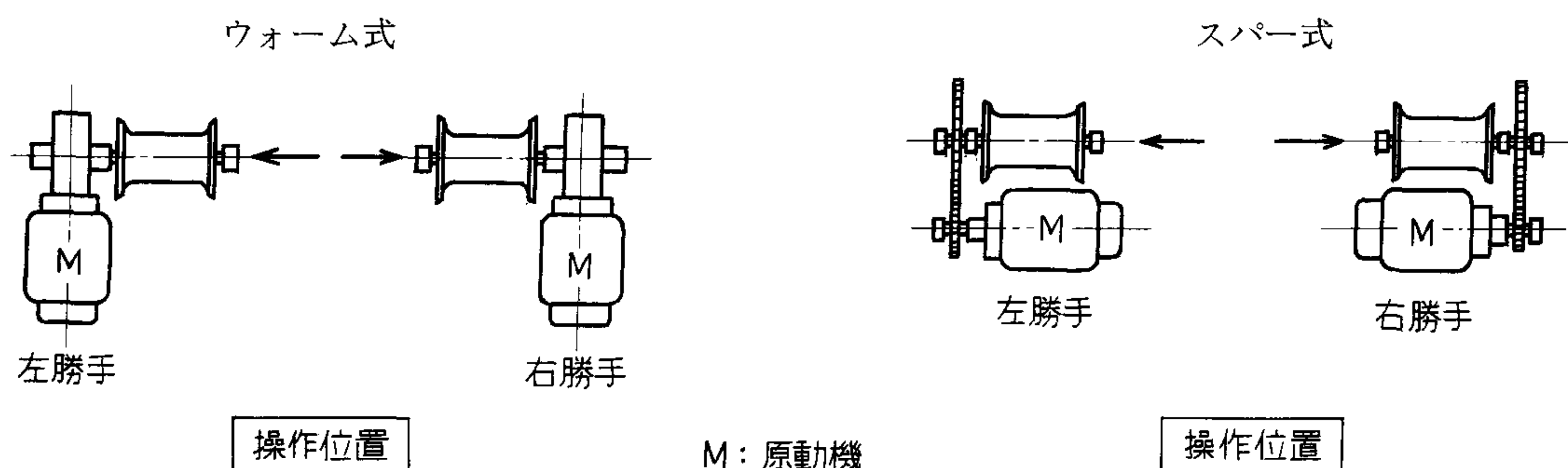
呼び荷重は、歯車切換え式の場合を含めて、4.のウインチ要目表によることが望ましい。

(2) 呼び巻上速度 呼び荷重を一層巻きにして巻き上げる速度。

(3) ドラム荷重 ロープを呼び巻上速度で一層巻きに巻き込むときにドラムにかかるロープの最大張力。

(4) 右(左)勝手 図1に示すように操作位置からウインチに向かって駆動源又は減速機がドラムの右(左)側にあるもの。

図1



3. 基本設計

3.1 強度

3.1.1 ドラム荷重に対し、ウインチ各部の応力は、材料の降伏点の40%以下とする。

3.1.2 駆動源が発生する最大トルクに対し、ウインチ各部の応力は、材料の降伏点の90%以下とする。

3.2 操縦装置の操作方向 操縦装置は、丸ハンドルでは時計方向に、レバーでは操縦者側に操作するとき、荷重を巻き上げる。

3.3 ブレーキ装置

3.3.1 ウインチは、操縦装置が中立(零)位置又はブレーキ位置にある場合及び動力が断たれた場合に作動する自動ブレーキ装置を備えなければならない。

備考 油圧ブロック方式も自動ブレーキ装置の中に含まれるが、この場合は手動ブレーキなども設けるものとする。

3.3.2 ブレーキ装置は、ドラム荷重の1.5倍以上の荷重を停止又は保持できなければならない。

また、動力が断たれた場合の荷重を下ろす手段を備えなければならない。